

広島県水道広域連合企業団管理規程第8号

広島県水道広域連合企業団公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年1月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団公印規程の一部を改正する規程

広島県水道広域連合企業団公印規程（令和4年広島県水道広域連合企業団管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後					改正前																																							
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 広島県水道広域連合企業団組織規程（令和4年広島県水道広域連合企業団管理規程第2号）<u>第2条第1項</u>に規定する<u>本部及び地方機関</u>における公印の管理事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(公印の登録)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 公印主管課長（本部総務課長をいう。以下同じ。）は、別記様式第1号による公印台帳を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。</p> <p>(1)―(5) (略)</p> <p>3 前項の登録は、公印保管機関の長（<u>地方機関</u>にあっては、<u>当該地方機関の長</u>。以下同じ。）の請求により行うものとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>種類</th> <th>印刻文字</th> <th>寸法 (ミリメートル)</th> <th>公印保管機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>企業長印</td> <td>広島県水道 広域連合企業団企業長</td> <td>方 27</td> <td><u>本部総務課</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>地方機関の長印</u></td> <td><u>広島県水道 広域連合企業団広島水道事務所長</u></td> <td><u>方 21</u></td> <td><u>広島水道事務所</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>〃</td> <td><u>広島県水道 広域連合企業団竹原事務所長</u></td> <td><u>方 21</u></td> <td><u>竹原事務所</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>〃</td> <td><u>広島県水道 広域連合企業団三原事務所長</u></td> <td><u>方 21</u></td> <td><u>三原事務所</u></td> </tr> </tbody> </table>					番号	種類	印刻文字	寸法 (ミリメートル)	公印保管機関	1	企業長印	広島県水道 広域連合企業団企業長	方 27	<u>本部総務課</u>	2	<u>地方機関の長印</u>	<u>広島県水道 広域連合企業団広島水道事務所長</u>	<u>方 21</u>	<u>広島水道事務所</u>	3	〃	<u>広島県水道 広域連合企業団竹原事務所長</u>	<u>方 21</u>	<u>竹原事務所</u>	4	〃	<u>広島県水道 広域連合企業団三原事務所長</u>	<u>方 21</u>	<u>三原事務所</u>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 広島県水道広域連合企業団組織規程（令和4年広島県水道広域連合企業団管理規程第2号）<u>第2条</u>に規定する<u>事務局</u>における公印の管理事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(公印の登録)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 公印主管課長（総務課長をいう。以下同じ。）は、別記様式第1号による公印台帳を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。</p> <p>(1)―(5) (略)</p> <p>3 前項の登録は、公印保管機関の長の請求により行うものとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>種類</th> <th>印刻文字</th> <th>寸法 (ミリメートル)</th> <th>公印保管機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>企業長印</td> <td>広島県水道 広域連合企業団企業長</td> <td>方 27</td> <td><u>総務課</u></td> </tr> </tbody> </table>					番号	種類	印刻文字	寸法 (ミリメートル)	公印保管機関	1	企業長印	広島県水道 広域連合企業団企業長	方 27	<u>総務課</u>
番号	種類	印刻文字	寸法 (ミリメートル)	公印保管機関																																								
1	企業長印	広島県水道 広域連合企業団企業長	方 27	<u>本部総務課</u>																																								
2	<u>地方機関の長印</u>	<u>広島県水道 広域連合企業団広島水道事務所長</u>	<u>方 21</u>	<u>広島水道事務所</u>																																								
3	〃	<u>広島県水道 広域連合企業団竹原事務所長</u>	<u>方 21</u>	<u>竹原事務所</u>																																								
4	〃	<u>広島県水道 広域連合企業団三原事務所長</u>	<u>方 21</u>	<u>三原事務所</u>																																								
番号	種類	印刻文字	寸法 (ミリメートル)	公印保管機関																																								
1	企業長印	広島県水道 広域連合企業団企業長	方 27	<u>総務課</u>																																								

5	〃	広島県水道 広域連合企 業団府中事 務所長	方 21	府中事 務所
6	〃	広島県水道 広域連合企 業団三次事 務所長	方 21	三次事 務所
7	〃	広島県水道 広域連合企 業団庄原事 務所長	方 21	庄原事 務所
8	〃	広島県水道 広域連合企 業団東広島 事務所長	方 21	東広島 事務所
9	〃	広島県水道 広域連合企 業団廿日市 事務所長	方 21	廿日市 事務所
10	〃	広島県水道 広域連合企 業団安芸高 田事務所長	方 21	安芸高 田事務 所
11	〃	広島県水道 広域連合企 業団江田島 事務所長	方 21	江田島 事務所
12	〃	広島県水道 広域連合企 業団熊野事 務所長	方 21	熊野事 務所
13	〃	広島県水道 広域連合企 業団北広島 事務所長	方 21	北広島 事務所
14	〃	広島県水道 広域連合企 業団大崎上 島事務所長	方 21	大崎上 島事務 所
15	〃	広島県水道 広域連合企 業団世羅事 務所長	方 21	世羅事 務所
16	〃	広島県水道 広域連合企 業団神石高 原事務所長	方 21	神石高 原事務 所

附 則

この規程は、公布の日から施行する。